

5. 1 活用方針

5. 1. 1 活用の考え方

(1) 活用のステップ

「歴史の道」の活用にあたってのステップは、図-5.1.1に示すとおりである。

ステップ1

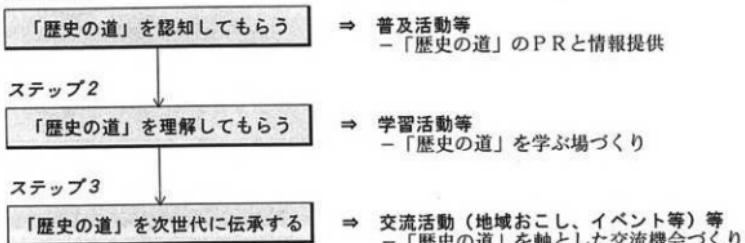


図-5.1.1 活用の考え方

(2) 範囲

「歴史の道」の活用にあたって、その対象として考えられる範囲としては、図-5.1.2に示すように地区、市町村、地域、県、県外の5種類があげられる。

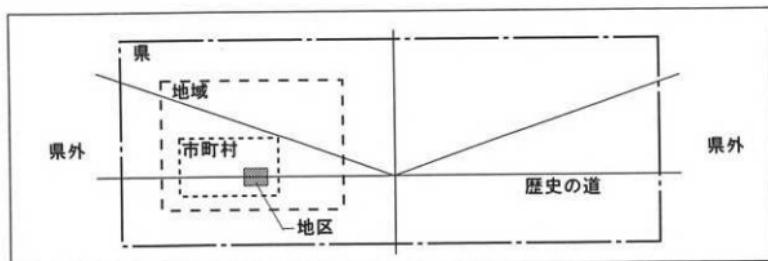


図-5.1.2 活用範囲の考え方

(3) 利用者

「歴史の道」の活用の対象として考えられる利用者としては、以下のものがあげられる。

- 住民（大人：大学生以上）
- 住民（子供：高校生以下）
- 観光客（大人・子供）
- 研究者・有識者等

5. 1. 2 活動内容

「歴史の道」の活用の考え方に基づいて、各ステップ（普及・学習・交流）における具体的な活動内容について検討した。

①普及活動

普及活動は、『「歴史の道」のPRと情報提供』を目的としており、まず、広報誌等を活用して歴史の道が通っている地域の住民に「歴史の道」の存在を認知してもらうことが必要である。また、「歴史の道」事業のPRとして、シンボルマーク・キャラクター等の公募やシンポジウムの開催、パンフレット・ビデオの作成・配布等を行い、県民に事業の内容等について理解してもらうことも必要である。また、県内だけでなく県外から訪れる観光客や歴史について研究している人のための情報提供の場として、歴史探訪ルートの設定や、歴史資料館・博物館等の整備、鉄道駅・道の駅等での情報発信、ホームページの開設等も必要である。

②学習活動

学習活動は、『「歴史の道」の学ぶ場づくり』を目的としており、まず、「歴史の道」の沿道地域の住民が自分達の地域の歴史について学ぶことが必要である。そのためには、まず子供のうちから地域の歴史について学ぶことが大切であり、小学校や中学校の歴史の授業等においてもっと地域の歴史について教えることが必要である。また、歴史に関する学習成果発表会等の開催も、学ぶ場づくりの一つとしてあげられる。

また、実際に「歴史の道」の整備や活用の計画策定等を行う場合に、住民参加型のワークショップ等を開催することも、住民が「歴史の道」について学ぶためには有効である。その際には、既存の文化団体等との連携等も必要である。

③交流活動

交流活動は、『「歴史の道」を軸とした交流機会づくり』を目的としており、そのための活動としては、歴史の道を活用したマラソン大会や駅伝、ウォークラリー等のイベントの開催や、郷土料理、郷土芸能等の活用、「歩き・み・ふれる歴史の道事業」の活用等があげられる。また、地域住民が「歴史の道」に積極的に関わる活動として、ボランティア等による「歴史の道」の維持・管理活動等があげられる。

以上の各ステップにおける活動内容と、その対象となる範囲、利用者を整理すると、表-5. 1.1に示すとおりである。

表-5.1.1 各ステップの活動内容例及びその対象となる範囲、利用者

ステップ	活動内容例	範 囲					利用者		
		地区	町村	地 域	県	都外	一般	子供	観光
普及活動	広報誌の活用	○	○	○	○		○	○	
	シンポジウムの開催	○	○	○	○	○	○		○
	シンボルマーク、キャラクター等の公募	○	○	○	○	○	○	○	
	歴史探訪ルートの設定	○	○	○	○	○	○	○	○
	パンフレット・ガイドブック・ビデオ等の作成	○	○	○	○	○	○	○	○
	観光案内所等における情報発信	○	○	○	○	○	○	○	○
	歴史の道情報センターの設立	○	○	○	○	○		○	○
	ホームページの開設	○	○	○	○	○		○	○
	テレフォンガイドの開設	○	○	○	○	○			○
学習活動	学校教育における題材としての活用	○	○					○	○
	歴史の道や地域の歴史・文化等に関する勉強会・研究会等の発足 -宿場の歴史的変遷に関する調査 -生活・文化等に関する調査 -歴史的資源の発掘・再評価 等	○	○				○	○	○
	ワークショップの開催 -調査・整備計画の立案等 -景観協定の締結 -まちづくり研究会の発足 等	○	○				○		○
	既存の文化団体等の連携	○	○				○		○
	歴史指導員・ボランティアの発掘・養成・活用	○	○				○		○
	歴史資料館、博物館等の整備	○	○	○	○	○	○	○	○
交流活動	「歩き・み・ふれる歴史の道事業」の活用	○	○	○	○	○	○	○	○
	マラソン大会、駅伝等の開催	○	○	○	○	○	○	○	○
	歴史ウォーカリーの開催	○	○	○	○	○	○	○	○
	スタンプラリーの開催	○	○	○	○	○	○	○	○
	歴史絵画展の開催	○	○	○	○	○	○	○	○
	郷土芸能、郷土料理等の復活	○	○	○	○	○	○	○	○
	ボランティア等による歴史の道の維持・管理活動	○					○	○	

5. 1. 3 組織体制

5. 1. 2 で示した具体的活動内容を実際に実施するにあたっての組織体制としては、図-5.1.3に示すようなものが考えられる。同図に示すように、地域の既存組織等による「歴史の道活用研究会（仮称）」を発足させ、同研究会の中にいくつかの研究部会を設置し、各部会において様々な検討を行いつつ、普及活動や学習活動等に関する企画・立案を行い、地域と一体となって実施していくことが望まれる。

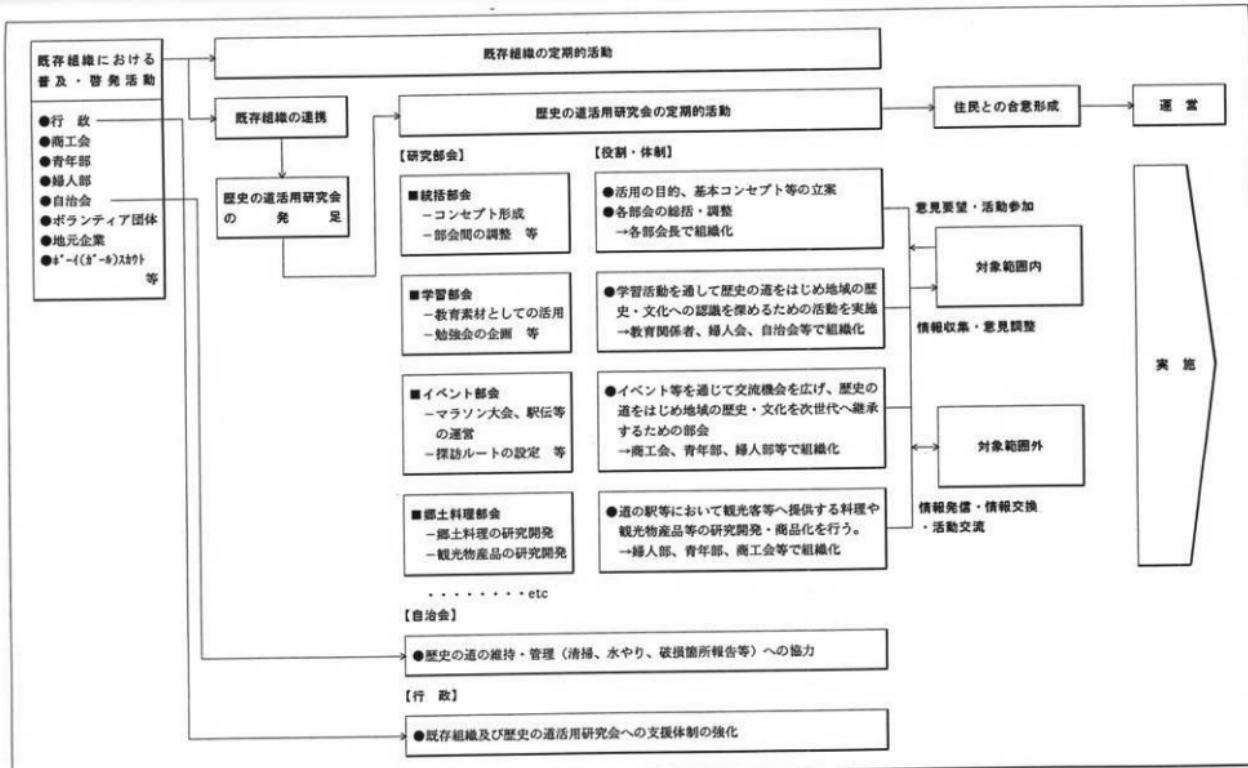


図-5.1.3 組織体制の例

5. 2 活用計画

5. 2. 1 活用計画の対象

5. 1で示したように、「歴史の道」の活用にあたっては、①普及活動、②学習活動、③交流活動の3つのステップがあり、まず普及活動について検討することが必要である。

普及活動の目的は、多くの人々に県内の「歴史の道」や歴史的資源について認知してもらい、そこに訪れてもらうことである。特に、県外からの観光客が各地域を訪れる事により地域の経済的活性化等の効果も期待できる。したがって、観光客の誘致を目的とした普及活動について検討することは有効である。

観光客の誘致を目的とした普及活動としては、表-5.1.1で示したように歴史探訪ルートの設定、パンフレット・ガイドマップ等の作成、案内所等の設置等の活動があげられる。

そのうちパンフレット等の作成については、群馬県において歴史の道整備活用推進事業を紹介したパンフレットやビデオ等を作成しており、また、各市町村においても独自にパンフレット等を作成しているところが多い。案内所等についても同様である。

また、昨年度の全体構想の検討において、「歴史の道」の整備にあたっての“全体整備テーマ”として「時空を越え、人と歴史と自然を辿れるみちづくり」というテーマを掲げており、第4章の整備計画の検討では、そのテーマに基づいて、歴史の道と歴史的資源等のネットワーク化を図り、ネットワーク化の対象となる資源の整備方法等について検討している。

したがってここでは、本計画のテーマをソフト面からも実現するため、第4章で示したネットワーク化計画を対象として、上記の普及活動のうち「歴史探訪ルートの設定」について検討した。検討にあたっては、ルート設定の視点等を整理した上で、モデル地域を選定しルートの設定を試みた。

5. 2. 2 歴史探訪ルート計画（ケースティイ）

（1）ルート設定の視点

歴史探訪ルートの設定にあたっては、以下に示す視点で検討を行う必要がある。

- ①歴史的資源だけでなく、以下に示すような自然資源、文化施設等の様々な地域資源をルートの一部に取り入れるように設定する

歴史探訪ルートの対象となる歴史的資源には以下のようなものがあり、ルートの設定にあたっては、これらの歴史的資源を回遊できるようなルートを設定する。特に、「歴史の道」については、可能な限りその道筋をルートとして活用するようにする。また、歴史に興味のない人でも楽しめるルートとするため、自然資源や文化施設等もルートの一部に取り入れるようにする。また、利用者の利便性や快適性等を考慮し、公共施設や休憩施設等もルートの一部に取り入れるようにする。

- 歴史的資源：歴史の道、宿場、関所、石造物、社寺、城跡、古墳、近代化遺産 等
- 自然資源：河川、山、緑地、湖沼、峠、田畠 等
- 文化施設：歴史資料館、博物館、図書館 等
- 公共施設：市役所、町役場、交番、公園 等
- 休憩施設：公園、社寺、広場、ポケットパーク、トイレ 等
- その他：温泉、キャンプ場、特産物販売所 等

- ②多様な交通手段での来訪に配慮し、ルート内の移動手段を設定するとともに、各交通手段との結節点をルートの起終点として設定する

歴史探訪ルートの利用者は、多様な交通手段を利用してルートに訪れるため、ルートの設定にあたっては、まずルートの対象となる資源の分布状況（資源間の距離等）を考慮し、ルート内の移動手段（歩行・自動車・バス等）を決める必要がある。

また、ルート内の移動手段を徒步とした場合（徒步ルートの場合）は、多様な交通手段での来訪に配慮し、各交通手段との結節点をルートの起終点として設定する必要がある。また、宿場や主要な歴史的資源等ルート上の拠点となる箇所には、駐車場を整備することが望ましい。ただし、公共交通機関など既に駐車場が整備されている場合は、それらを活用することとする。徒步ルートの場合の主な来訪手段及び結節点としては、図-5.2.1に示すようなものがあげられる。

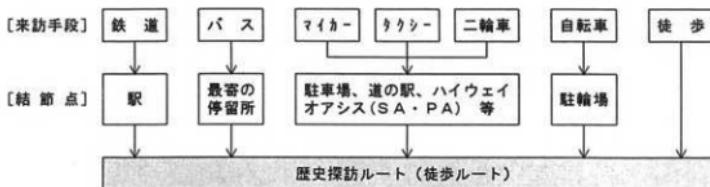


図-5.2.1 徒歩ルートへの来訪手段と結節点

③徒步ルートの設定にあたっては、歩行者の安全性を確保するため、できるだけ以下に示すような道路をルートとして活用する

- 自動車が通らない道路（歩行者専用道路、自然歩道、園内道路 等）
- 自動車の交通量が少ない道路（歩車共存道路、農道、林道 等）
- 歩道が設置されている道路
- 危険箇所や急な坂道等の難路以外の道路

④ルートの所要時間の設定にあたっては、以下に示す指標を参考にして移動時間を算出し、それに休憩時間や見学時間等を加えたものを総所要時間とする

徒步の場合の所要時間は、表-5.2.1に示すように、健脚者の場合、平坦地で1kmあたり約15分程度（個人差はある）と言われており、家族連れや高齢者、車いす使用者等の場合は、健脚者の5割増し程度が一般的とされている。したがって、所要時間の設定にあたっては、表-5.2.1で示した値を参考にして移動時間を算出し、それに休憩時間（1時間につき10分程度）や、歴史的資源等の見学時間等を加えたものを総所要時間とする。

自動車の場合は、時速40kmを基準として移動時間を算出し、それに休憩時間や見学時間等を加えたものを所要時間とする。ただし、所要時間はあくまで目安である。

表-5.2.1 徒歩の場合の所要時間

	健脚者	高齢者及び家族連れ	車いす使用者
平 地	15分／km（ \wedge^-1 時間）	30分／km（ \wedge^-2 時間）	30分／km（ \wedge^-2 時間）
緩い登り	\wedge^-2 時間に、標高差100mにつき15分を加える。	\wedge^-2 時間に、標高差100mにつき30分を加える。	\wedge^-2 時間に、標高差100mにつき30分を加える。
急な登り	\wedge^-2 時間に、標高差100mにつき20分を加える。	\wedge^-2 時間に、標高差100mにつき40分を加える。	——
降 り	\wedge^-2 時間に、標高差100mにつき10分を加える。	\wedge^-2 時間に、標高差100mにつき20分を加える。	\wedge^-2 時間に、標高差100mにつき20分を加える。

※参考資料：1)初めての山歩き／主婦と生活社

2)DO-LIFE GUIDE 312 「ゲーツ 山登り・山歩き初歩 図解ハンドブック」日本交通公社

⑤ルートの設定にあたっては、地域の状況等をふまえて、以下に示すルートの基本パターンを使いわけるようにする

ルートの基本パターンには、表-5.2.2に示すように、大きく分けて「クローズ型」と「オープン型」の2通りのパターンがあり、さらにクローズ型には3種類のパターンがある。したがって、ルートの設定にあたっては、地域の状況等をふまえて、これらのパターンを使い分けることが必要である。

○クローズ型：起終点から出発し、同じ起終点に戻ってくる。

○オープン型：片道のルートであり、復路（または往路）は原則として公共交通機関を利用する。

表-5.2.2 ルートの基本パターン

クローズ型	オープン型
	
ラダー型	波紋型
	 ←→は原則として公共交通機関を利用
花びら型	

※出典：『ウォーキング・トレイル事業』のみちしるべ（案）／建設省道路局市町村道室

(2) ルート設定の対象地域

歴史探訪ルートの設定にあたっては、(1)で示したルート設定の視点をふまえ、可能な限り多くの視点についての検討が可能な地域として、図-5.2.2で示す範囲を対象地域として選定した。

当地域を選定した主な理由は、以下に示すとおりである。

- ルートとして活用できる歴史の道が2つある。(三国街道、佐渡奉行街道)
- ルートの拠点として活用できる宿場が3ヶ所ある。(金古宿、総社宿、大久保宿)
- ルートの対象となる歴史的資源が豊富である。特に、石造物(道標、道祖神、庚申塔等)や古墳が多く分布している。[整備計画図1及び5を参照]
- 河川や田園等の自然資源、歴史資料館等の文化施設がある。
- ルートの結節点として活用できる群馬総社駅がある。
- バス路線が通っており、バス停を結節点として活用できる。

対象地域の前提条件として、対象地域における歴史の道や宿場の位置、地域資源(歴史的資源、自然資源、公共施設等)の分布状況、駅やバス停の位置等を整理すると、図-5.2.3に示すとおりである。

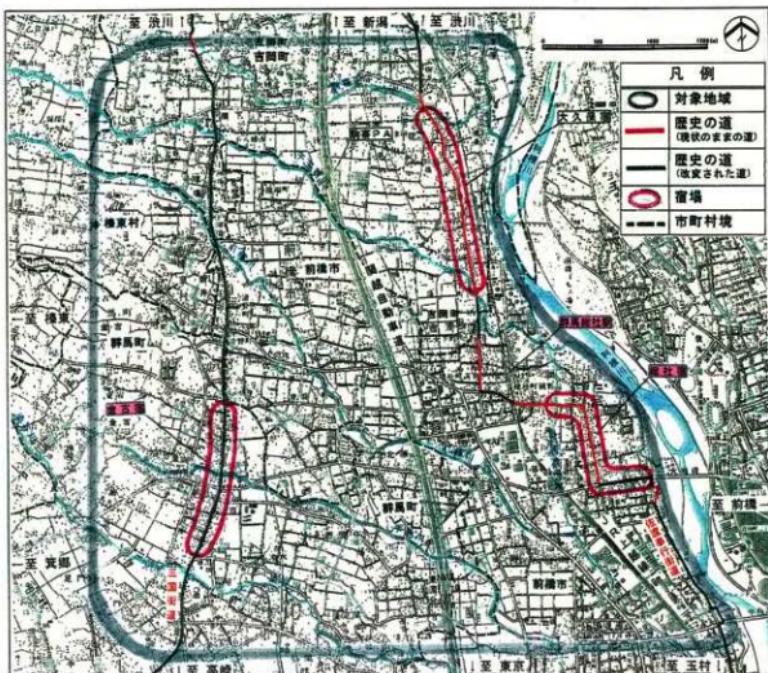
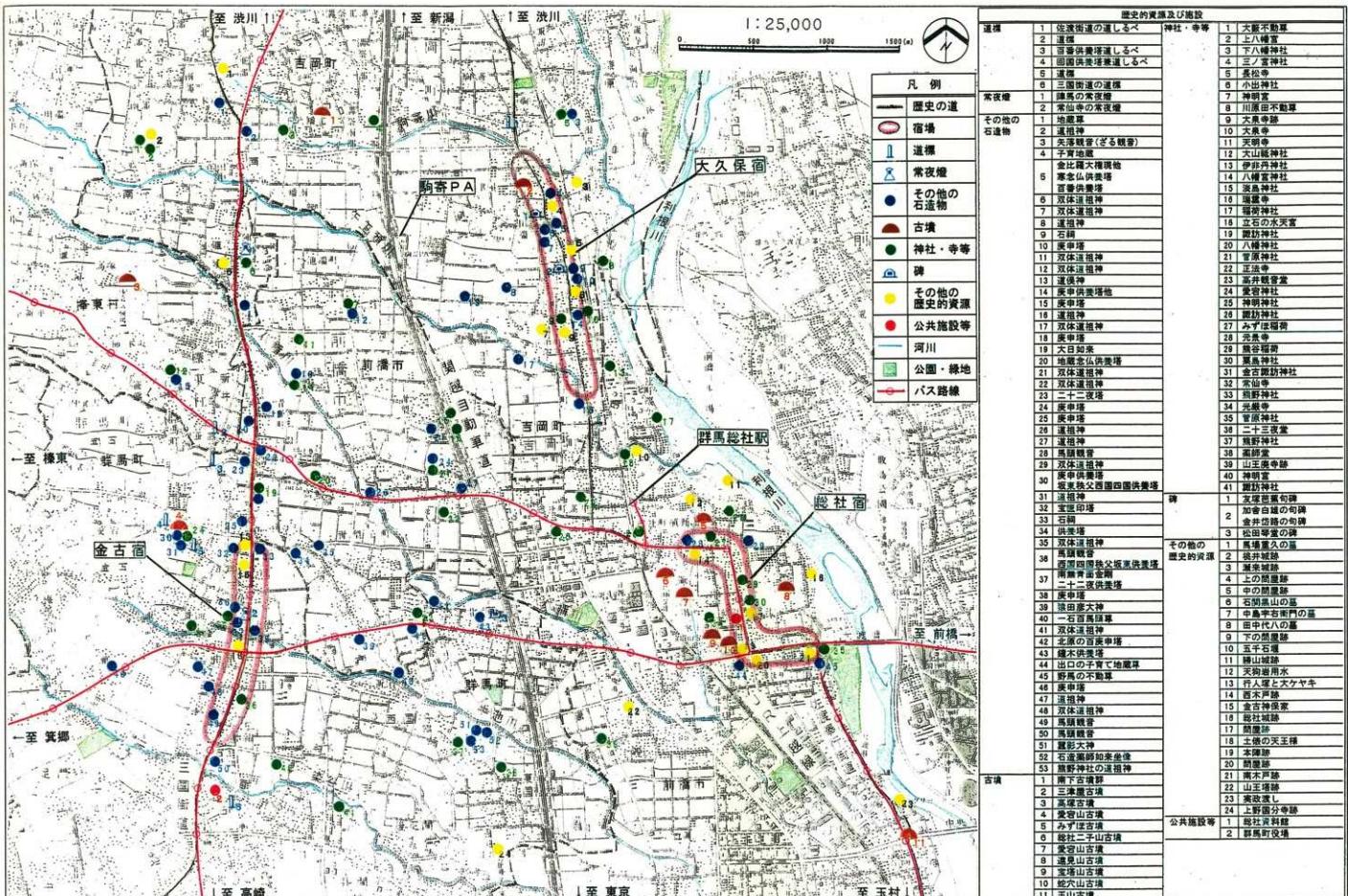


図-5.2.2 歴史探訪ルート設定の対象地域



(3) 歴史探訪ルートの設定

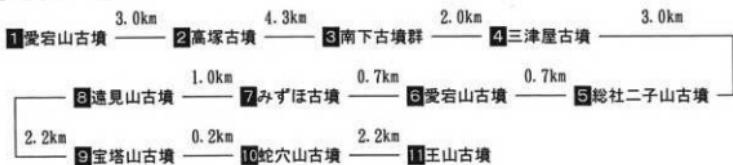
ルート設定の視点と、対象地区における歴史的資源の分布状況等をふまえ、歴史探訪ルートの設定例として、以下に示すように「古墳めぐりコース」と「宿場と石造物めぐりコース」の2つのコースを設定した。また、「宿場と石造物めぐりコース」については、宿場を中心として3つの徒步ルートを設定した。各ルートの概要は、次頁以降に示すとおりである。

①古墳めぐりコース [自動車、約20km、約4時間(含見学・休憩)]

[見どころ]

当地域には、6世紀～7世紀頃に造られた古墳が多く点在している。その型も、前方後円墳、円墳、方墳、八角墳等様々な型のものがあり、それらの古墳をめぐることにより、古墳の築造技術や石室の加工技術等の変化・進歩を学ぶことができる。

[モデルコース]



主な歴史的資源の概要

1 愛宕山古墳 (群馬町史跡)	古墳時代後期の6世紀末から7世紀前半に築造されたと推定される円墳である。石室は、自然石の乱石積手法をとる両袖型の横穴式石室で、南東に開口している。	5 総社二子山古墳 (国史跡)	全長90mで6世紀後半～6世紀末頃に造られた前方後円墳である。横穴式両袖型の石室が2つある珍しいもので、前方部の石室が新しく、入って見学することができる。
2 高塚古墳 (県史跡)	丘陵の頂上に造られた前方後円墳で、6世紀後半の築造と考えられる。二段に造られており、上段部分は丘陵上に盛土され、基段の部分は自然丘陵に寄土をしたものである。	9 宝塔山古墳 (国史跡)	7世紀末に造られた一辺56mの方墳である。蛇穴山古墳と同様に石室の加工技術が大変すぐれ、中に安置されている家形石棺の脚部は格狭間という切り込みがあり、仏教文化の影響を示している。
3 南下古墳群 (吉岡町史跡)	吉岡中学校の南の丘陵周辺には古墳が多く残っている。中でもA～E号の古墳は開口しており石室を見学できる。見事な截石切組積の石室をはじめ、それぞれが異なった石材の取り扱い方がされている。	10 蛇穴山古墳 (国史跡)	7世紀末に造られた一辺39mの方墳である。宝塔山古墳と同様の截石組み積みの横穴式両袖型石室は大変精巧で、内部には、宝塔山古墳と同様に漆喰の跡がある。
4 三津屋古墳 (県史跡)	全国でも極めて稀な八角墳である。墳丘の稜角や葺石が明瞭に残り、全国で最も明確な八角墳といわれ、天皇陵とされる八角墳との係わりがいかなるものか注目されている。	11 王山古墳 (前橋市史跡)	6世紀初頭頃に造られた墳丘75mの前方後円墳である。最初に円墳として後円部が、後に前方部が造られ、後円部は内部まで人頭大の川原石で積まれた「積石塚」という珍しい造りをしている。

1:25,000

100m

100m (a)



①古墳めぐりコース

②南下A号古墳（町史跡）



③南下B号古墳（町史跡）



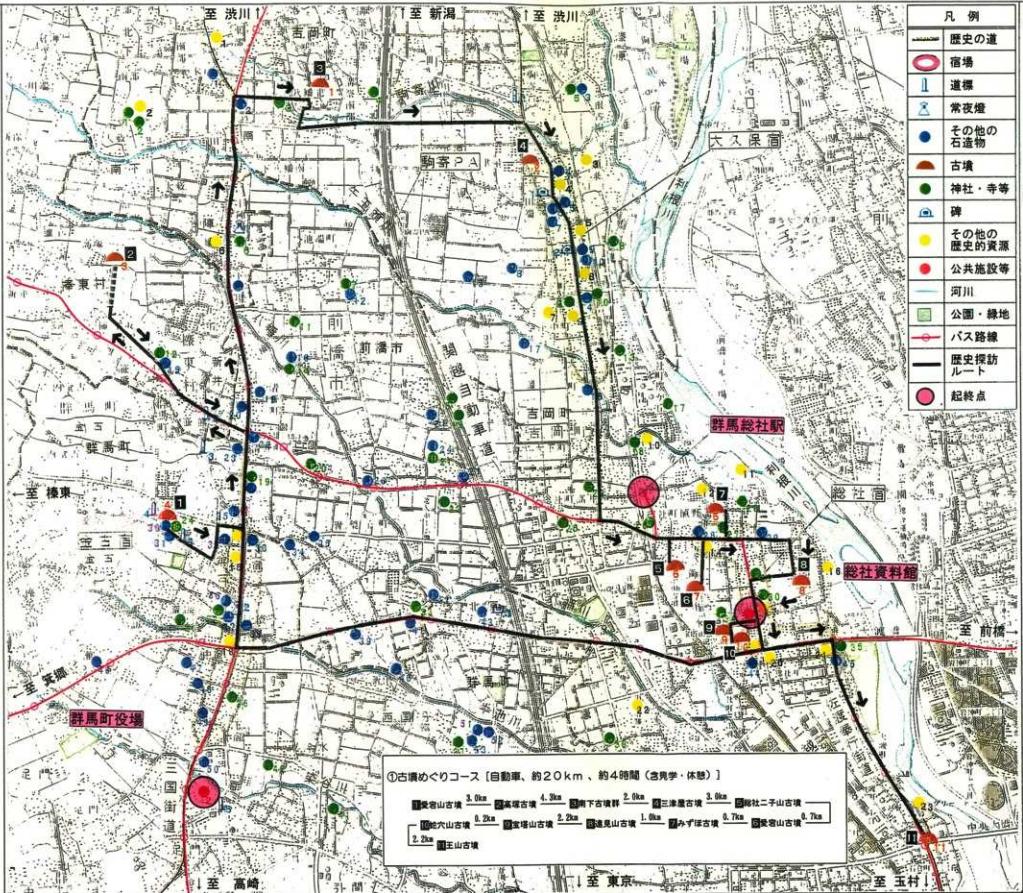
④南下E号古墳



⑤高塚古墳（県史跡）



⑥愛宕山古墳（町史跡）



⑦三津屋古墳（県史跡）



⑧總社二子山古墳（国史跡）



⑨宝塔山古墳（国史跡）



⑩蛇穴山古墳（国史跡）



⑪王山古墳（市史跡）



図-5.2.4 歴史探訪ルートの設定例（古墳めぐりコース）

②宿場と石造物めぐりコース

(A) 金古宿周辺めぐりコース [歩行、約15km、約7時間(含見学・休憩)]

[見どころ]

三国街道の金古宿を中心とした当コース周辺には、「三国街道の道標」等の道標や、道祖神、庚申塔等多くの石造物が点在しており、それらを歩いてまわることができる。また、金古宿では、金古宿保家(表門)や土俵の天王様等の歴史的資源が、当時の宿場の雰囲気を今に伝えている。

[モデルコース]

マイカー・バス・自転車等



主な歴史的資源の概要

■金古宿

金古宿は、慶長10年に宿として成立し、その後徐々に整備された。宿の南と北には木戸が設けられ、宿場用水も牛池川等から取水していた。本陣、脇本陣をはじめ、荷物輸送の問屋は3軒もでき、大名や商人荷物の輸送で賑わった。「諸業高名録」という当時の広告帳では、金古宿の店も描かれており、宿場の様子を今に伝えている。

5金古宿保家
[表門]
(町重文)

金古宿保家は、江戸初期にここへ移り、旗本松田氏の代官や名主を務めた。現在でも母屋、表門、半屋跡等が残る。表門は総ケヤキ造りで、北側には門番の部屋が付属している。

1三国街道の道標
(町重文)

元禄7年12月、中里村の農民3人が、三国街道と板鼻道の三叉路に建立したもので、群馬県内でも最古級の道標として貴重である。なお、現在地には後で移動されたものである。

6行人塚と大ケヤキ

行人塚は塚上に寛文2年の宝篋印塔が建ち、真岩常正居士の入定塚と伝承される。ケヤキは樹齢350年と推定され、町内でも最大級の木である。金古宿の北端、通称「木戸際に立地している。

2土俵の天王様

嘉永5年5月に建立。天王様は須佐之男命を祭神とする夏の疫病除けの神で、現在でも毎年7月に地元の方々により例祭が続けられている。金古宿の市神として祀られたものであろう。

10北原の百庚申

北原の西端、庚申塚には3基の塔に分けて百の庚申文字を刻んだ「三石百字庚申塔」があり、他にも多くの庚申塔が祀られている。

3常仙寺

常仙寺は、金古宿ができる間もない慶長14年に開山された。本堂裏に歴代住職の墓があり、その南奥には、当山開基巖山麟達和尚の墓がある。

11松田琴堂の碑

松田伝兵衛直は、号を琴堂と称した近世末期の文人で、私塾を設け近郷の師弟に漢学等を教授した。この碑は、明治30年に、門人が彼の徳を偲んで建立したものである。

12熊野神社

熊野神社の境内には、男女2神が仲良く手を取り合っている双体道祖神2基や、男子像1基、文字塔など、多数の道祖神がある。

②宿場と石造物めぐりコース

(B) 総社宿周辺めぐりコース [徒歩、約5km、約3時間(含見学・休憩)]

【見どころ】

佐渡奉行街道の総社宿を中心とした当コース周辺には、光嚴寺、元景寺など総社藩主秋元氏に関する遺跡が多く残っている。また、光嚴寺の近くには、宿場の歴史等を伝える「総社資料館」もある。宿場の周辺には古墳も多く残っており、それらを同時に見ることができる。

【モデルコース】

鉄道 (JR上越線)



主な歴史的資源の概要

■総社宿	総社宿は、秋元越中守長朝が慶長6年に着任以来、総社城の築城事業の一環として形成されてきた。そのため、城下町としての機能も持っており、街道は3ヶ所で直角に折り曲げてつくられ、宿の南と西の入り口には木戸が設けられていた。道路の中央と屋敷裏には水路を通して、防災と給水に役立てるだけでなく、城の水堀としての機能を果たしていた。なお、慶長9年の町づくりの時には、元総社から総社町に多くの人々を移住させたという記録が残っている。	■出口の子育地蔵	総社町と元総社との通路として用いられたのがこの出口であり、簡単な木戸が設置されていた。この付近には、濠の他に用水もあったため、夏に子供達の水死の事故があったのかもしれない。その供養とともに子供守護を祈願して建てられたのが、この地蔵である。付近には、道祖神や庚申塔等もある。
■光嚴寺	総社藩主秋元長朝が、慶長12年に菩提寺として建立した寺である。境内には、秋元家累代の御廟所の他に、江戸初期と推定される薬医門や室町期と推定される東覚寺層塔、天狗岩用水を開削した長朝の功績を農民が顕彰するために建てた「力田遺愛碑」がある。	■元景寺	総社藩主秋元長朝が、父景朝の菩提を弔うため、天正18年に建立した寺である。この寺には、景朝の墓の他に、石造地蔵菩薩坐像や、天明3年の浅間山の大爆発による犠牲者を弔うため建てられた「天明の供養塔」等がある。
		■天狗岩用水	今も残る天狗岩用水は、秋元長朝が総社領内の水田開発のために開削した用水路で、工事は慶長7年から始まり、同9年に完成した。また、その間、百姓の年貢は免除し、労役を持って代替した。

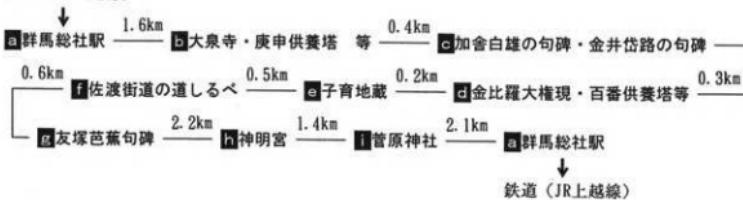
②宿場と石造物めぐりコース
 (C) 大久保宿周辺めぐりコース【徒歩、約9km、約4時間(含見学・休憩)】

【見どころ】

佐渡奉行街道の大久保宿を中心とした当コースの周辺には、佐渡街道の道しるべをはじめ、子育地蔵、庚申塔、句碑等多くの石造物が点在しており、それらを歩いてまわることができる。また、大久保宿には、土蔵や養蚕農家の建物等が残っており、宿場の雰囲気が感じられる。

【モデルコース】

鉄道 (JR上越線)



主な歴史的資源の概要

■大久保宿	大久保宿は、昔から「大久保の長宿」とと言われ、南北に長い家並みを形成していた。明和元年の大久保村明細帳によると、「南北江戸拾八町程」と記されている。大久保宿は、南北両隣の総社宿・八木原宿との距離が近かったため、運賃での上がりが少ない上、やがて三国街道に客を奪われるなど、貧しい宿場であった。しかし、養蚕に力を入れるようになってから、二階で百姓をすると言われるほどにまでなり、豊かな農家が増えた。現在でも、街道沿いには土蔵や養蚕農家の建物がいくつか残っている。	■子育地蔵	この地蔵様は、元禄15年に建てられたもので、足元に幼児をみどり、子育の姿をしている。2体あって双体地蔵とも呼ばれている。大久保宿のはずれに所在しているが、刻字の中に現在前橋地籍の川原島新田の名がある。川原島新田は、昔漆原の一部であったが利根川の洪水で分断され、村を分けたと伝えられている。村の歴史と利根川の氾濫を今に伝える貴重な資料の一つである。
■大泉寺の不動尊	この石造不動明王は、大泉寺と佐渡街道を挟んで西にあった大久寺の本尊である。大久寺は、下野田に所在する華蔵寺とともに本山修験の道場として栄えていたが、明治の始め廢寺になった際、本尊は大泉寺に移し、祀ったという。吉岡町内屈指の石造物である。	■佐渡街道の道しるべ (吉岡町重文)	大久保宿の北はずれ、伊香保道との分岐点に建つ道標である。寛政12年の建立で、「右ゑちご 志ぶ川」「左いかほ ミづさハ」と刻まれている。

1:25,000

500 1000 1500 (m)

②宿場と石造物めぐりコース

7 百番供養塔兼道しるべ



4 回国供養塔兼道しるべ



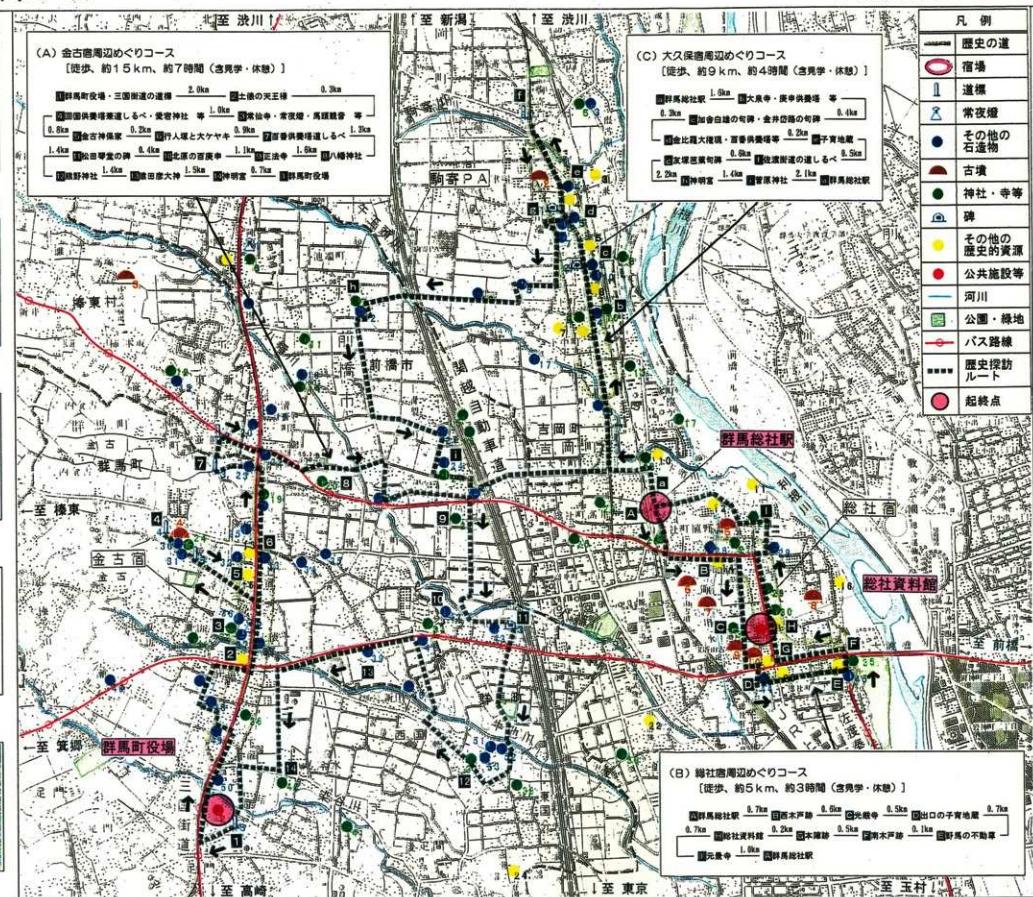
5 金古神保家



2 土俵の天王様



1 三国街道の道標



1 佐渡街道の道しるべ



c 子育地蔵



d 庚申供養塔等(大泉寺)



e 光嚴寺



d 出口の子育地蔵



図-5.2.5 歴史探訪ルートの設定例（宿場と石造物めぐりコース）

5. 3 活用事例

実際に歴史的な道や歴史的資源等を活用した事例を以下に示す。

①普及活動

活動内容	シンポジウムの開催
名 称	神奈川東海道ルネッサンスシンポジウム
主 体	神奈川県、横浜市、川崎市、藤沢市、茅ヶ崎市、平塚市、大磯町、二宮町、小田原市、箱根町
概 要	<p>東海道ルネッサンス事業は、東海道制定400周年に当たる西暦2001年を目標に、歴史的に大きな役割を果たしてきた東海道を中心に、建設省、県、沿道9市町村により、情報発信や歴史的資源の保存・活用を通じて、豊かな道づくり・まちづくりを進めているものである。</p> <p>当シンポジウムでは、ルネッサンス事業のPRを兼ね、「新たな旅と道へのまなざし」をテーマに、講演とパネルディスカッションが行われている。</p> <p>なお、シンポジウムの運営は、各市町村と県、国で実行委員会を組織し運営するものとしている。</p>

[第1回小田原大会の概要]

開 催 日：平成8年11月16日（土）

会 場：県立生命の星・地球博物館

主 催：神奈川東海道ルネッサンス推進協議会

主な内容：①小田原北条太鼓の演奏（小田原北条太鼓の会）

②基調講演「歴史と現代に見る旅と道」（嵐山光三郎氏）

③パネルディスカッション

「東海道の旅、今昔……旅と道の関わり合いを探る」

司会）青山佳世氏

パネラー）田中優子氏、齊藤司氏、岩崎宗純氏、三宅篤氏

(プログラム)



活動内容	ホームページの開設
名 称	中仙道
主 体	
概 要	<p>個人が開設しているホームページで、中山道の歴史や名前の由来等について紹介している。</p> <p>また、バーチャル中山道と称して、中山道沿いの風景、史跡等を写真を交えながら絵地図の形で紹介している。バーチャル中山道は第1巻から第7巻まであり、群馬県（上野国）は第3巻である。</p>

（バーチャル中山道の一部）



活動内容	歴史資料館、博物館等の整備
名 称	二川宿本陣資料館
主 体	愛知県豊橋市
概 要	<p>東海道の旧二川宿本陣跡には、東土蔵、西土蔵、母屋、玄関棟、表門が残っており、昭和63年より改修復元工事をを行い、江戸時代末期の姿が復元されている。本陣の背後には、土蔵風の資料館を併設し、本陣と共に公開されている。</p> 

②学習活動

活動内容	住民の参加
名 称	平成の道普請
主 体	静岡県金谷町
概 要	<p>金谷町では、東海道24番目の宿場町として栄えた金谷宿に照準を合わせた街道まちづくり事業に取り組むこととし、その事業成功のステップとして、住民の理解とその裏付けを持った住民参加を図るために、行政が取り組む事業についてアイディア、意見などを求める「まちづくり100人会議」を公募により組織化した。</p> <p>金谷坂の石畳の復元にあたっては、石畳の材料である山石を入手するために、町民皆で石の収集を行おうと「町民一人一石運動」を開催した。農家は茶畠の改植によって出た石や、農地の石積み工事を行うためにストックしていた石の提供を申し出てくれた。また、一般住民は、自宅の庭先にあった石や家の建て替えにより古い家を取り壊した際にその家の土台であった石を好意的に提供してくれた。こうして提供された3万5千個の石と、公共工事によって出た3万6千個の石、合計約7万個の石を集め、「平成の道普請」が行われた。工事は600名の町民参加によって始まり、最終的には中学生による卒業記念道普請によって完成した。</p> <p>なお、当事業は東海道ルネッサンス（静岡県）の取り組みの一つとしても位置づけられている。</p>



活動内容	歴史指導員・ボランティアの発掘・養成・活用
名 称	シルバーガイドの養成
主 体	群馬県尾島町
概 要	<p>同町は、中世から新田氏を中心に栄え、その後「徳川氏発祥の地」として多くの文化財を有し、「歴史と文化を誇る町」として観光客も多い。そこで、同町では、土地の歴史にくわしいお年寄りの知識や経験を活用しようと、町の老人クラブ員を対象に観光ガイドの養成を行っている。</p> <p>ガイドの主な仕事は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①歴史公園周辺の文化財や言い伝えなどの簡単な説明と案内 ②歴史資料館隣接地に建てられた休憩所での、観光客への湯茶接待 ③同資料館前庭の一部管理

③交流活動

活動内容	「歩き・み・ふれる歴史の道事業」の活用
名 称	歩き・み・ふれる歴史の道中央大会
主 体	栃木県宇都宮市、今市市
概 要	<p>「歩き・み・ふれる歴史の道事業」は、地域の環境を含めた文化財の保護をより一層進めるとともに、住民の地域の歴史・文化に対する理解の一助となることを目的として、全国各地で古道を歩き、地域の文化財にふれる事業である。</p> <p>事業の主催は、各都道府県、教育委員会、市町村教育委員会関係者等により構成される「実行委員会」であり、日本歩け歩け協会や日本万歩クラブ、日本レクリエーション協会等の協力を得て行われている。</p> <p>平成5年度は全国110箇所で約2万人、6年度は116箇所で約2万7千人の規模で実施され、平成7年度以降は、中央大会とブロック大会が開催されるようになっている。</p> <p>(平成8年度中央大会の概要)</p> <p>会 場：栃木県宇都宮市、今市市 大会会場：宇都宮市大谷平和観音前公園 日 程：平成8年5月25日（土）、26日（日）の2日間 参加人数：約8,000人 コース：7～30kmの6コースを設定</p>

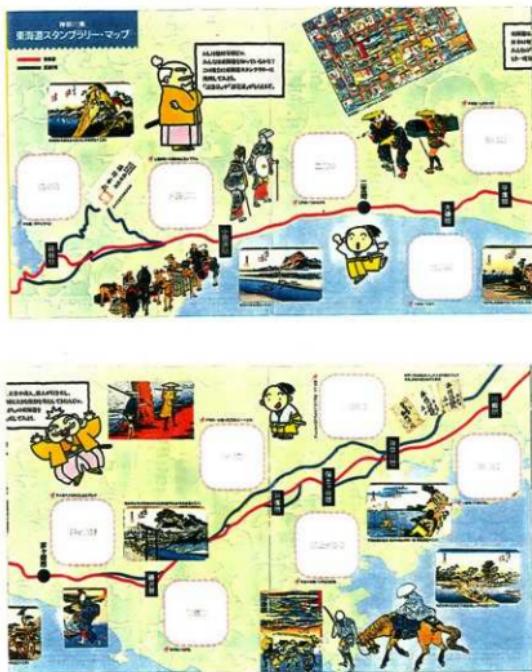
活動内容	マラソン大会、駅伝等の開催
名 称	安政遠足
主 体	群馬県安中市
概 要	<p>同市は、日本マラソン発祥の地と称し、「安政遠足」（あんせいとうあし）なるマラソン大会を行っている。</p> <p>安政2年、時の安中藩主板倉勝明公が、藩士の心身の鍛錬を目的に、安中城から碓氷峠の熊野神社まで7里余の道を走らせ、これを「御城内御諸士御遠足」と呼んだ。この記録が碓氷峠の茶屋で発見されて以来、同市は日本マラソン発祥の地を自認している。</p> <p>マラソンは、市内外より中学生以上の出場者を募り、毎年5月に開催されている。スタートは往時と同じ安中城跡（現文化センター）で、碓氷峠の熊野神社までの29.17kmを走る。このマラソンのユニークな点は、参加者が武者姿を始めとする江戸風俗で装って走ることで、別名サムライマラソンと呼ばれている。</p>

活動内容	歴史ウォークラリーの開催
名 称	山辺の里道祖神めぐり
主 体	長野県松本市
概 要	長野県松本市の美ヶ原温泉では、平成7年5月、旅館協同組合の加盟旅館の宿泊客を対象に、「山辺の里道祖神めぐり」を行った。同年6月までの毎日曜日午前6時から1時間、温泉地内の道祖神をめぐり、専門家のガイドが開設するシステムで、参加費は無料、参加者には資料と道祖神の拓本がプレゼントされた。

活動内容	絵画展の開催
名 称	絵のまち尾道四季展
主 体	広島県尾道市
概 要	<p>広島県尾道市では、尾道を題材とした絵を全国から募集し、尾道市の商店街を展示会場とした公募作品展示会を行っており、昭和58年度から隔年で2月から3月にかけて実施されている。</p> <p>一般公募については、優秀作品にグランプリ、金、銀、銅の各賞を贈るとともに、作品をそれぞれ300万円、100万円、80万円、50万円で買い上げている。審査とは別に、応募作品に販売額を付けてもらい、賞にもれた分については、鑑賞者の中から希望があった場合、販売も請け負うようにしている。</p> <p>街の活性化のために企画されたこの四季展の最大の特徴は、地元商店街の協力により、全作品をショーウィンドウなどに展示するところにあり、期間中は商店街全体が美術館となる。</p>

活動内容	スタンプラリーの開催
名 称	東海道スタンプラリー
主 体	神奈川県、横浜市、川崎市、藤沢市、茅ヶ崎市、平塚市、大磯町、二宮町 小田原市、箱根町
概 要	東海道ルネッサンス事業の取り組みの一つとして、一般の参加誘導とPR効果を目的として、旧宿場を中心に設定された散策コースを歩くスタンプラリーが行われた。スタンプ設置箇所は全部で11箇所とし、11箇所中6カ所以上のスタンプを集めた参加者には記念品としてTシャツをプレゼントした。またさらに、11箇所全てのスタンプを集めた参加者には、スタンプラリー完走認定証の入ったフォトスタンドをプレゼントした。

(スタンプラリーマップ)



6. 1 案内システム計画の基本理念

案内システムは、多様な情報の中から目的に応じて必要な情報を選択・理解するための手助けとなるシステムである。既存文献等によると、近世の旅では、人々は道中記や道中用心集を携帯し、道標はもとより一里塚、並木や街道の追分口にある庚申塔、道祖神、地蔵、馬頭観音、常夜燈等の信仰的要素、さらには山や川等の自然遠景要素なども道しるべとして活用していた。また、観光名所には案内人も存在していた。（表-6.1.1）

こうした近世の案内システムは、個々の要素の形態に多少の差はあるものの、そのシステムは現代とほぼ同様である。すなわち、道標や道祖神等の信仰的要素などが現代のサインや案内板であり、道中記や道中用心集がパンフレットやガイドブック、案内人や案内所が現代の案内人や案内所などの案内サービス施設である。

一方、前章で示したように、ハード面からは歴史の道やその周辺の歴史的資源等を対象として、正しい歴史像の理解に供する計画を立案している。この計画の歴史性をより効果的に演出するためには、近世の案内システムはもとより、それらを構成する道標、道中記等の個々の要素を現代においても踏襲することが重要である。

したがって、群馬県における「歴史の道」に係わる案内システムは、図-6.1.1に示す基本理念にしたがって計画するものとする。

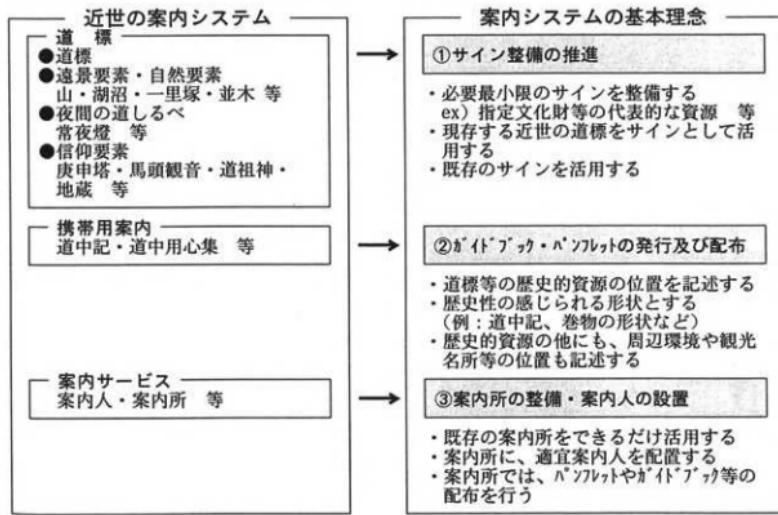


図-6.1.1 近世の案内システムと基本理念

表-6.1.1 近世の案内システム

	内容	事例		内容	事例
道中記	道中記とは、旅人が旅の記録として書き記したもので、江戸時代には実用的な旅の案内書として刊行もされている。道中記には宿場間の距離、馬の料金、主要な地名、名所名物等について記されていて。		庚申塔	庚申塔とは、庚申などの文字や三猿または背面全剛を刻んだ庚申供養の塔のことである。庚申の日に参って神酒・神供などを祭った。	
道中用心集	道中用心集は、道中所持すべき物や旅宿についての注意などを記した物で旅への心得として刊行された。	 出典：「群馬県立歴史博物館5周年記念誌」	道祖神	道祖神とは、道の悪魔を防いで行く人を守るという神の事で、多面的な信仰対象として発展した。今も道祖神碑は沿道に多く残されている。	
道標	道標とは、左右の方向(地名・道名など)・目的地までの距離を記したもので、街道の分岐点などに立てられた。		地蔵	地蔵菩薩のことで、インドから中国を経て日本にも伝えられた地蔵信仰に由来する。地蔵には庶民の様々な願望が込められ、身近な信仰の対象として親しまれていた。	
一里塚	一里塚は、旅行者が目的地に到達する目標として榎や松、杉などを植えたものである。また、一里塚は、馬や駕籠の賃料を支払うときの目安としても利用された。当時の一里は、三十六町を原則とし、五街道などの主要街道ではこれが一般化されていた。		馬頭観音	宝冠に馬頭をいただき憤怒の相をなした観音菩薩のことと、馬の供養と结合し、特に近世庶民の間で信仰普及した。	
並木道	並木は、当時道標として街道に植えられた。道標としての並木の植栽は、奈良時代に始まり、江戸時代も幕府が植栽を命じた例が多く残っている。主に松や杉が植えられた。	 出典：「歴史街道 町あるき」	常夜燈	常夜燈とは、一晩中つけておく燈火・燈明のことと、街道の分岐点などに立てられていることが多く、道標としての役目も果たした。	

6. 2 サイン整備計画

前述の基本理念のうち、以下では「サイン整備の推進」について検討した。

6. 2. 1 一般的なサインの種類・目的

サインとは、一般的に人の環境への理解・判断・行動を助ける情報伝達手段のことである。サインによる情報伝達は、狭義のサインとして挙げられる視覚系サインによる情報伝達手段だけでなく、聴覚、触覚、嗅覚などの感覚によっても行われている。また、視覚系サインには、言語や絵文字、地図等を主体とする標示系サインと、標示系サイン以外の環境要素である非標示系サインに分けることができる。

本計画ではこれら多様なサインのうち、標示系サイン（サインと呼ぶ）の整備について検討を行うものとする。サインを目的別に分類し、その種類と内容を整理すると表-6.2.1に示すとおりである。また、これらのサインのうち、規制サインを除く案内サイン・誘導サイン・名称サイン・説明サインの4種類のサインにおける配置例は図-6.2.1に示すとおりである。

表-6.2.1 サインの種類

種類	目的	例
案内サイン	地区・地域やその中の建物、施設等の全体的な状況を標示して、地域内の事物の所在や位置、現在地との位置関係などを案内する（歩行者用）	<ul style="list-style-type: none"> 地図板 ルート案内板 (右図：歩行者用) 
誘導サイン	方向、距離等を標示して、目的の事物まで誘導する（自動車用・歩行者用）	<ul style="list-style-type: none"> 誘導板 (右図：自動車用) 誘導灯 誘導歩道 
名称サイン	対象物の名称を標示して、他と識別させる（自動車用・歩行者用）	<ul style="list-style-type: none"> 名札 (右図：歩行者用) 壁面サイン 看板 
説明サイン	管理者など情報の送り手の意図を説明したり、事物の内容、歴史、操作方法などを解説する（歩行者用）	<ul style="list-style-type: none"> 掲示板 告知板 解説板 (右図：歩行者用) 
規制サイン	安全や秩序を保つため、その場所での規制・警戒等の規則を示す（自動車用・歩行者用）	<ul style="list-style-type: none"> 禁止表示板 (右図：自動車用) 指示表示板 警告表示板 

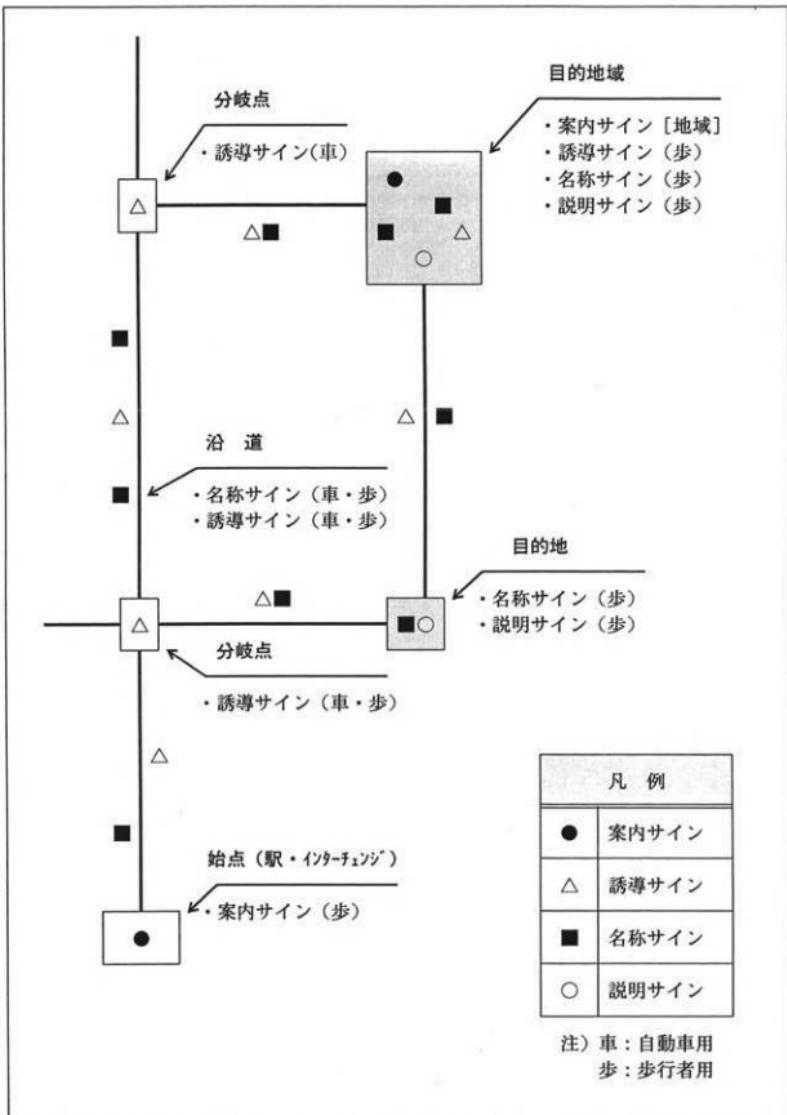


図-6.2.1 サインの配置例

6. 2. 2 サイン整備の現状把握

(1) 「三国街道と北への道エリア」におけるサイン整備の現状

「三国街道と北への道エリア」におけるサイン整備の現状について現地調査を行い、サインの種類別に、案内サイン・誘導サイン・名称サイン・説明サインにおけるその形状・材質・色彩等の特性について整理した。

「三国街道と北への道エリア」におけるサイン整備の現状は、次頁の表-6. 2. 2に示すところである。

表-6.2.2 「三国街道と北への道エリア」におけるサイン整備の現状

サインの種類	要素	現 状	写 真				
案内サイン	形状	・デザインを盛りすぎて歴史性が感じにくいものがある。(写真①・⑤) ・壁に取りつけたものがある。(写真②)	【写真①】清水越新道	【写真②】蛇穴山古墳	【写真③】玉村八幡宮	【写真④】北牧宿	【写真⑤】沼田公園
	材質	・材質が木や鉄のサインで、老朽化や錆び等により情報が見にくくなっているものがある。(写真③)					
	標記	・地図や文章による掲示を行っているものと、地図のみを掲示しているものがある。(写真④) ・英文による併記を取り入れたものがある。(写真⑤)	清水峠越往還／水上町	佐渡奉行街道／前橋市	佐渡奉行街道／玉村町	三国街道／子持村	清水峠越往還／沼田市
誘導サイン	形状	・デザイン性に乏しく歴史性が感じにくいものがある。(写真⑥)	【写真⑥】中筋遺跡	【写真⑦】三国峠	【写真⑧】高平宿の書院	【写真⑨】沼田公園	【写真⑩】金比羅峠
	材質	・材質が木のサインで、柱の細さや老朽化が原因で傾いているものがある。(写真⑦) ・材質が木や鉄のサインで、老朽化や錆び等により文字が読みにくくなっている物がある。(写真⑦・⑧)					
	標記	・文字と絵によって、情報を掲示しているものがある。(写真⑪)	三国街道／渋川市	三国街道／新治村	会津街道／白沢村	清水峠越往還／沼田市	三国街道／月夜野町
	他	・三国街道の高山村～三国峠の区間では、中部北陸自然歩道のサイン整備が行われている。(写真⑫)					
名称サイン	材質	・材質が木や鉄のサインで、老朽化や錆びにより文字が読みにくくなっていたり傾いているものがある。(写真⑬) ・材質が石のサインは、目立ちすぎず良い印象を与えている。(写真⑭)	【写真⑪】三国峠	【写真⑫】諏訪神社の大ケヤキ	【写真⑬】三国峠	【写真⑭】北牧宿	【写真⑮】横堀宿
	他	・三国街道の高山村～三国峠の区間では、中部北陸自然歩道のサイン整備が行われている。(写真⑬) ・三国街道の北牧宿から中山宿の区間は、三国街道の統一されたサインが整備されている。(写真⑯・⑰)					
			三国街道／新治村	沼田街道／赤城村	三国街道／新治村	三国街道／子持村	三国街道／子持村
説明サイン	形状	・屋根付板型の説明サインは歴史性が感じられる。(写真⑯)	【写真⑯】須川宿	【写真⑰】なぎなた坂の歌碑	【写真⑯】蛇穴山古墳	【写真⑯】賑貸恩碑	【写真⑯】飛石船荷
	材質	・材質が木や鉄の説明サインで、老朽化や錆び等により文字が読みにくくなっていたり、倒れているものがある。(写真⑯) ・材質が石の説明サインで文字を刻んだものの中には、文字が読みにくいものがある。(写真⑯)					
	色彩	・色彩や大きさにより、資源より目立っている場合がある。(写真⑯)	三国街道／新治村	三国街道／高山村	佐渡奉行街道／前橋市	三国街道／子持村	沼田街道／前橋市
	標記	・文章が長すぎるもののや、文字が小さくて読みにくいものがある。(写真⑯)					

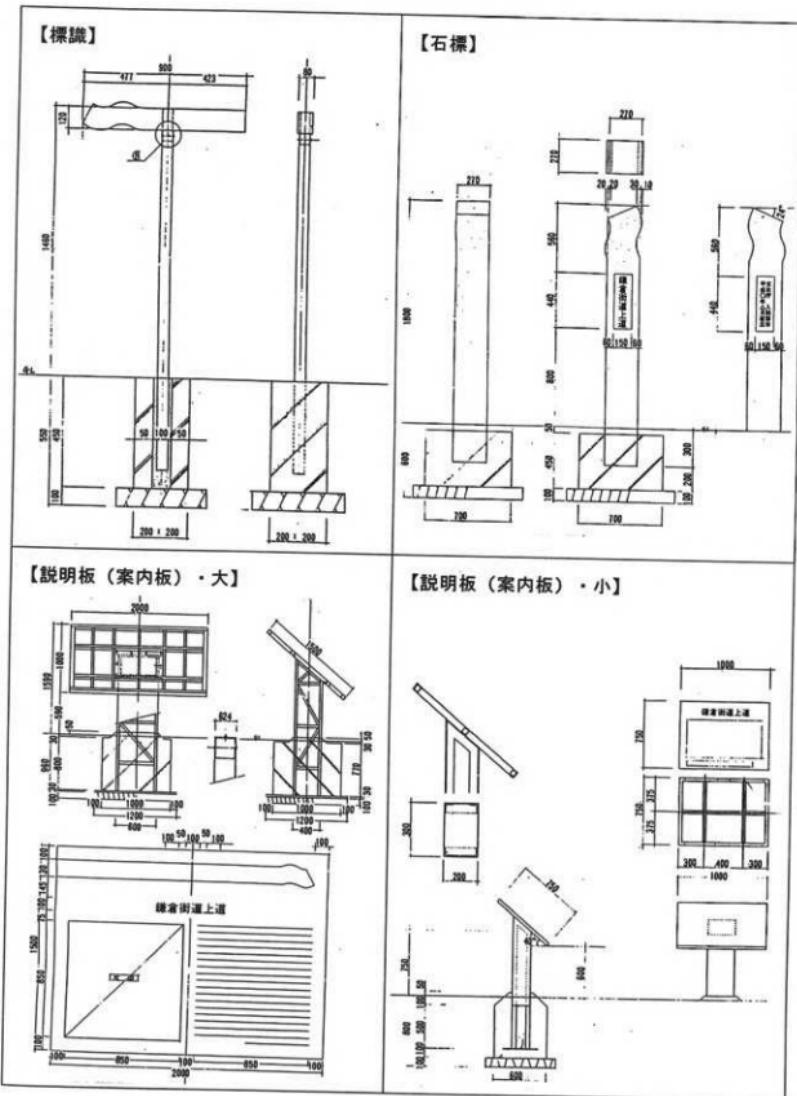
(2) 「全国歴史の道整備事業」の統一サイン

文化庁「全国歴史の道整備事業」では、標識・石標・説明板（案内板）の3種類のサインについて、形状、色彩、材質等が統一されており、その内容を整理すると以下に示すとおりである。

表-6.2.3 統一サインの内容

種類	案内サイン・説明サイン	誘導サイン	名称サイン
	案内板・説明板	標識	石標
形状	○統一形状（図-6.2.2） ○傾斜角等は変更可 （自由度：△）	○統一形状（図-6.2.2） （自由度：×）	○統一形状（図-6.2.2） （自由度：×）
色彩	○本体：青 ○文字：グレー等 （自由度：△）	○本体：青 ○矢印：黄色 ○文字：グレー等 （自由度：×）	○石材の色 （自由度：○）
材質	○鋼材及びアクリル樹脂等で耐久性のあるもの （自由度：○）	○鋼材及びアクリル樹脂等で耐久性のあるもの （自由度：○）	○石材で耐久性のあるもの （自由度：○）
標記	○説明文、地図等 ○歴史の道のシボルマーク （標識と同じ形のマーク） （自由度：△）	○街道名、遺跡名等 ○方向 （自由度：×）	○街道名、遺跡名等 （自由度：×）
配置	○歴史の道の起点、分岐点、遺跡、文化財等の要所に設置		
事例写真			

注) 自由度 (○:あり、△:多少あり、×:なし)



出典：鎌倉街道上道整備活用総合計画／埼玉県教育委員会

図-6.2.2 統一サインの形状図

(3) 中部北陸自然歩道のサイン

三国街道の高山村～三国峠の区間では、環境庁によって「中部北陸自然歩道」のサイン整備が行われている（図-6.2.3参照）。

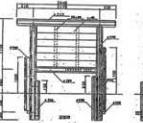
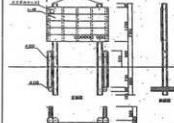
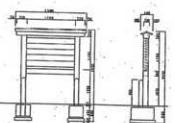
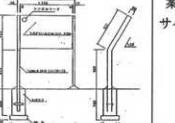
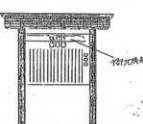
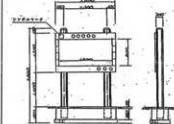
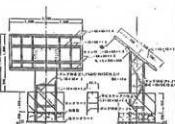
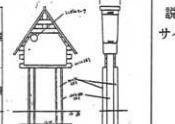
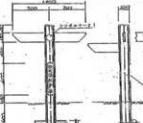
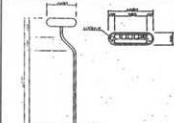
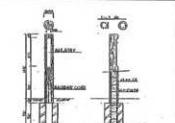
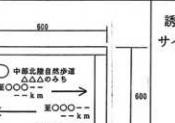
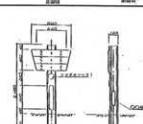
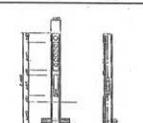
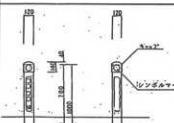
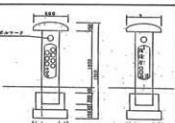
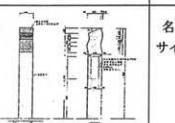
中部北陸自然歩道では、サイン整備の指針として、「自然公園等施設整備技術指針」に基づいた「中部北陸自然歩道設計指針（案）」が作成されており、同指針で示されている標識整備の原則は、次頁の表-6.2.4に示すとおりである。

表-6.2.4によると、標識の種類別に配置位置、標記内容等が決められており、また、デザイン、規模、構造、材質等についても図示されている標識類を採用し、路線全体の調和を図るようにしている。ただし、デザイン、規模、構造、材質等については、地域の実状に応じて、適宜変更しても良いことになっている。



図-6.2.3 三国街道（高山村～三国峠）で整備されている中部北陸自然歩道のサイン

表-6.2.4 中部北陸自然歩道における標識別整備原則

種類	内 容				本計画 対応
	配 置	標 記	その他の留意事項	主な標識類	
案内標識	<ul style="list-style-type: none"> 歩道の起終点付近 休憩地点 利用者が集合解散する場所 	<ul style="list-style-type: none"> 歩道の位置、距離、所要時間及び概要 他の施設との関連 興味地点の地名 付近の交通網 山、湖沼、河川、道路の名称 	<ul style="list-style-type: none"> 案内図は必ずしも北が上方である必要はない。 交差・平行する他の歩道との区別を明確に行う。 	   	案内 サイン
解説標識	興味対象地点	自然現象・歴史等興味対象の解説	<ul style="list-style-type: none"> 文章は簡明に記載する。(150~200字程度・中学生が理解可能なもの) 写真や図形等の表示も考慮する。 ナーフレット等との連携的利用を図る。 	   	説明 サイン
指導標識	<ul style="list-style-type: none"> 歩道の分岐点 交差点 	利用拠点への方向と距離	<ul style="list-style-type: none"> いたずら等によって、誘導すべきものが不明瞭にならないよう固定を確實にする。 	   	誘導 サイン
注意標識	適宜必要箇所	安全、防火、動植物の保護についての注意事項・禁止事項	<ul style="list-style-type: none"> 標記は、趣旨を簡潔で柔らかい表現とする。 設置に当たっては、反復を避け、設置箇所は必要最小限に止める。 		規制 サイン
里程標・ 地名標識 路傍サイン	指導標識等と競合しない場所	現在地や行程	<ul style="list-style-type: none"> 一里塚に代わる、中部北陸自然歩道のシンボル的なものとして設置する。 	   	名称 サイン

出典：中部北陸自然歩道設計指針（案）／中部北陸自然歩道連絡協議会

6. 2. 3 サイン整備の方向性

案内システムの基本理念やサイン整備の現状を踏まえて、サイン整備の方向性について検討した。サイン整備の方向性は以下に示すとおりである。

①案内サイン・誘導サイン・名称サイン・説明サインを整備する。（必要最小限）

- 「歴史の道」についてサイン整備を行う場合には、案内サイン・誘導サイン・名称サイン・説明サインを整備する。
- 種類別のサイン整備の方向性は、表-6.2.5に示すとおりである。
- 種類別のサイン配置のイメージは、図-6.2.4に示すとおりである。
- ただし、実際にサインを整備する場合には、該当箇所におけるサインの必要性について十分に検討し、必要最小限のものだけを整備することとする。

表-6.2.5 群馬県「歴史の道」におけるサインの整備の方向性

種類	内容	
案内サイン	広域 案内サイン	◆主要駅、道の駅等に設置し、広域的に「歴史の道」や歴史的資源の位置を案内表示する。
	地域 案内サイン	◆宿場、峠、主要な歴史的資源、資料館等に設置し、周辺の「歴史の道」や歴史的資源の位置を案内表示する。
誘導サイン	車両系 誘導サイン	◆歴史探訪ルート(自動車コース)上の交差点、分岐点等に設置し、車両を目的地（宿場、主要な歴史的資源・施設等）まで誘導する。
	歩行者系 誘導サイン	◆歴史探訪ルート(歩行コース)上の交差点、分岐点、歴史的資源の周辺等に設置し、歩行者を目的地（宿場、主要な歴史的資源・施設等）まで誘導する。
名称サイン	歴史の道 名称サイン	◆「歴史の道」の起終点、分岐点、宿場の両端、峠等に設置し、「歴史の道」や宿場等の名称を表示する。
	歴史的資源 名称サイン	◆歴史的資源に設置し、歴史的資源の名称を表示する。
説明サイン	歴史の道 説明サイン	◆「歴史の道」の起終点、分岐点、宿場の中心部、峠等に設置し、「歴史の道」や宿場について解説、表示する。
	歴史的資源 説明サイン	◆歴史的資源に設置し、歴史的資源の内容を解説、表示する。

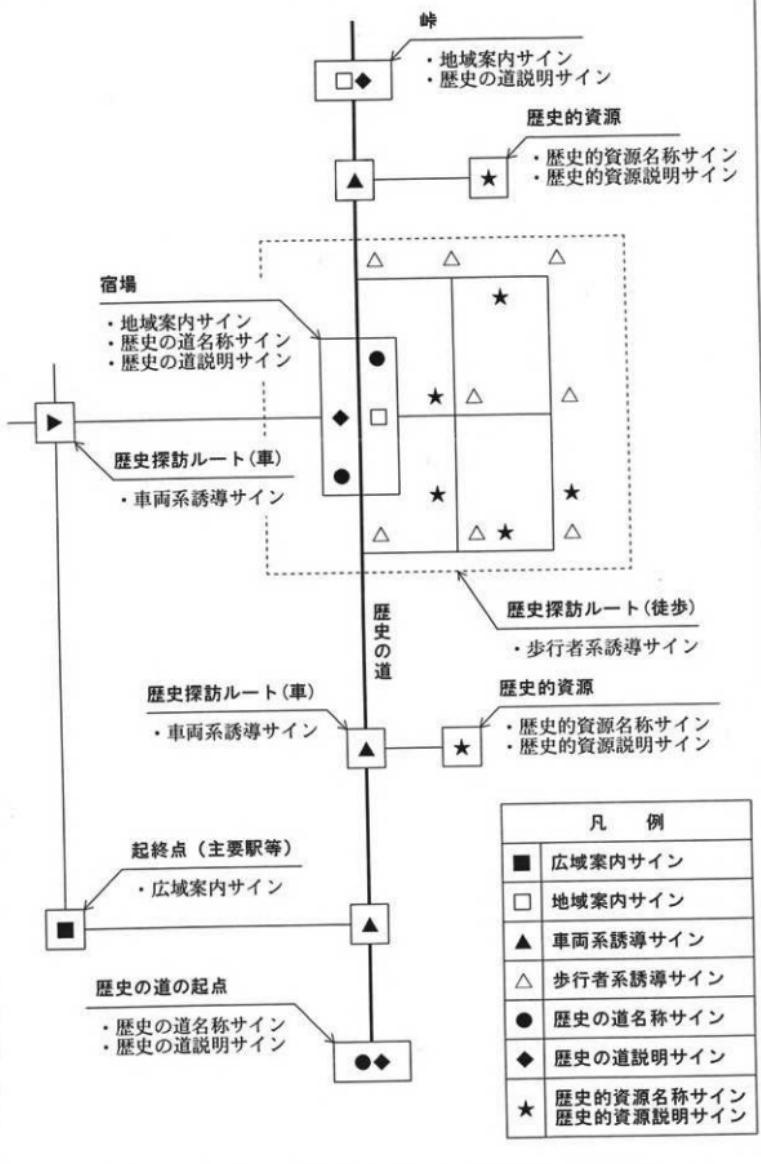


図-6.2.4 サイン配置のイメージ

②サイン整備を行う場合は、文化庁「全国歴史の道整備事業」の統一サイン、及び群馬県「歴史の道」オリジナルサインを参考とする。

○サイン整備を行う場合は、表-6.2.3で示した文化庁「全国歴史の道整備事業」の統一サイン、及び群馬県「歴史の道」オリジナルサイン（以下オリジナルサイン）を参考とする。

○統一サイン及びオリジナルサインは、それぞれ表-6.2.6で示す箇所に配置する。

表-6.2.6 サインの配置箇所

種類 配置箇所	案内サイン		誘導サイン		名称サイン		説明サイン	
	広域	地域	輪線	箭頭	歴史の道	歴史的資源	歴史の道	歴史的資源
歴史の道								
◇起終点・分岐点			◎	●	●		●	
◇主要道路との交差点			◎	●				
◇周辺の歴史的資源への分岐点			◎	●				
◇宿場、集落、峠等		●			●		●	
主要な歴史的資源								
◇「歴史の道」沿道の歴史的資源							●	●
◇「歴史の道」から離れた歴史的資源						◎		◎
公共施設等								
◇主要駅	◎							
◇その他の駅		◎						
◇道の駅	◎							
◇歴史資料館		◎						
◇市役所、役場		◎						
道路（歴史の道を除く）								
◇主要道路から歴史的資源への分岐点			◎	◎				
◇歴史的資源の周辺				◎				
◇歴史資料館の周辺				◎				
◇歴史探訪ルート				◎				

注) ●は「全国歴史の道整備事業」の統一サイン、◎はオリジナルサインを示す。

③オリジナルサインは歴史性のあるデザインとする。

- オリジナルサインのデザインについては、近世から使われてきた形状や歴史性をイメージさせる要素を含み、かつシンプルで周辺景観に馴染むデザインとする。サインの種類別デザインの方向性とその参考事例を表-6.2.7に示す。
- サインの材質については、耐久性のあるものを採用する。また、石材、木材といった「歴史の道」に馴染むものを使用し、その他の素材を活用する場合には、特に色彩について周辺景観、既存サイン、「全国歴史の道整備事業」統一サイン等との調和に配慮する必要がある。
- サインの標記方法等については、視覚障害者、車椅子利用者、高齢者、外国人等の幅広い利用者が理解できるように工夫することが必要である。また、近世の絵図を活用する等、歴史性を感じさせる工夫も必要である。

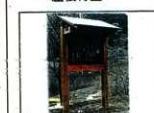
④現存する近世以降の道標類を誘導サイン・名称サインとして活用する。

- 歴史性の感じられるサイン整備を行うため、現存する近世以降の道標類（図-6.1.1参照）をサインとして活用する。道標類のうち、道標については誘導サイン・名称サインとして、庚申塔・道祖神・地蔵・馬頭観音・常夜燈等については名称サインとして活用できる。
- 現存する道標類は原則として保存し、また、破損・消失している道標類についても、復元可能なものについてはできるだけ復元を図る。
- 一里塚や並木等の自然的要素についても、復元可能な場所については復元を図り、より歴史性の感じられる「歴史の道」の創出を図る。

⑤中部北陸自然歩道等の既存サインを活用する。

- 中部北陸自然歩道のサイン等、他事業において既に整備されているサインについては、でそれを活用し、新しくサインを整備することはしない。
- ただし、老朽化したサインや歴史性が感じられないサイン等、サインの変更が必要と思われる場所については、①～③に示した整備の方向性に基づき順次設置する。また、不要と思われるサインは、撤去することを検討する。

表-6.2.7 オリジナルサインのデザインの方向性及び参考事例

		オリジナルサインの参考事例							
種類とデザインの方向性									
案内サイン		屋根付板型   				道標型 			
◇屋根付板型、道標型等の歴史性の感じられるデザイン ◇壁面埋設型等の歩行の妨げとならないデザイン		壁面埋設型 							
その他  									
誘導サイン	車両系誘導サイン	片持式   				片持型（裏面を活用した事例）  			
	歩行者系誘導サイン	矢印型  				道標型  			
埋設型 									
名称サイン	道標型	 		燈籠型  		屋根付型 			
	屋根付型、煙籠型、屋根付型等の歴史性の感じられるデザイン 歩行の妨げとならないデザイン								
説明サイン	屋根付型	 		高札型 		道標型 			
	その他   								

6. 2. 4 サイン配置計画

6. 2. 3で整理したサイン整備の方向性に基づいて、具体的な地域を対象としたサインの配置計画について検討した。

(1) 対象地域

サイン配置計画の検討対象地域については、第5章の活用計画の検討で歴史探訪ルートの検討を行った地域と同じ地域とした。

当地域では、歴史的資源の分布状況をふまえて、「古墳めぐりコース」と「宿場と石造物めぐりコース」の2つの歴史探訪ルートを設定している。設定した歴史探訪ルート及び歴史的資源の分布状況は、図-6.2.5に示すとおりである。

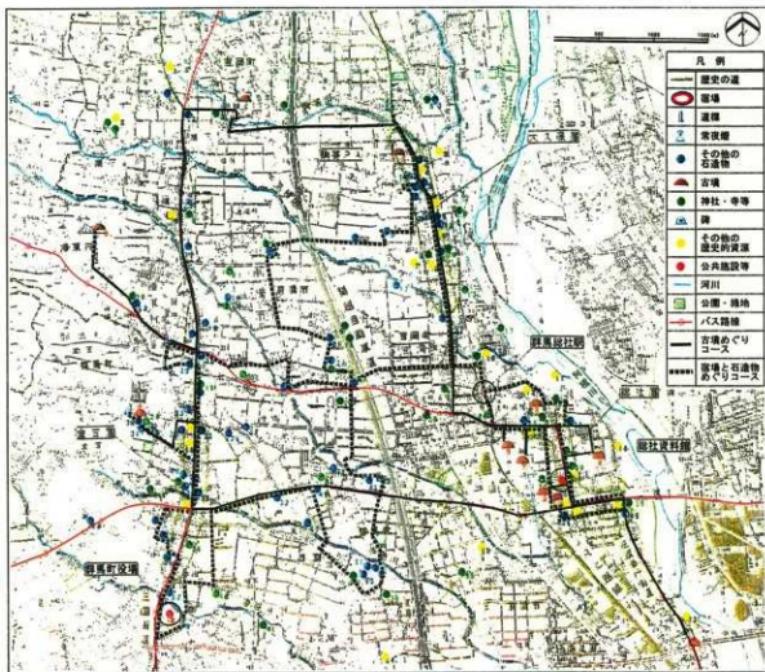


図-6.2.5 サイン配置計画の対象地域

(2) サイン配置の方針

6. 2. 3で設定したサイン整備の方向性をふまえ、対象地域におけるサイン配置の方針を以下のとおり設定した。

- ①下記に示すサイン配置の対象箇所には、必要なサインを配置する。
- ②対象箇所に既存のサインが整備されている場合は、それを活用する。
- ③既存サインのうち、老朽化したサインや歴史性が感じられないデザインのサイン等については、整備の方向性に基づいて順次置き換える。

①サイン配置の対象箇所及び必要なサイン

サイン整備の方向性と歴史探訪ルート及び歴史的資源の位置関係等をふまえて、対象地域におけるサイン配置の対象箇所を抽出し、それぞれの箇所において必要なサインの種類を整理すると、表-6.2.8に示すとおりである。なお、対象箇所のうち歴史的資源については、以下の基準で抽出した。

[サイン計画の対象とする歴史的資源の抽出基準]

- 歴史探訪ルート上に位置する資源を対象とする。
- 石造物については、指定文化財等の代表的なものを対象とする。
- 古墳は全て対象とする。
- 神社・寺等を含むその他の歴史的資源については、ヒアリング調査で各市町村が重要な資源としてあげたものを対象とする。

②既存サインの整備状況

①で抽出したサイン配置の対象箇所について、現地調査の結果をもとに、各箇所における既存サインの整備状況を整理すると、表-6.2.8に示すとおりである。なお、現地調査で確認した対象地域全体の既存サインの整備状況は、図-6.2.6及び図-6.2.7に示すとおりである。

表-6.2.8 サイン配置の対象箇所

サイン配置の対象箇所	必要なサイン					既存サインの整備状況 〔活用できる既存サインについては アンダーラインで示す〕
	案内	誘導	名称	説明		
	広域	地域	車道	歩道	資源道	
歴史の道と主要道路との交差点		◎				
宿場	金古宿	●	●	●		
	總社宿	●	●	●		
	大久保宿	●	●	●		名称（宿場の南端）
歴史的資源						
石造物	三国街道の道標〔詔勅款〕		●	●	●	名称、説明
	佐渡街道の道しるべ〔詔勅款〕		●	●	●	名称、説明
	回国供養塔兼道しるべ		●	◎	◎	
	百番供養塔道しるべ		●	◎	◎	
	陣場の常夜燈			◎	◎	
	子育地蔵			◎	◎	名称（老朽化）、説明
	出口の子育て地蔵		●	◎	◎	説明（老朽化）
古墳	南下古墳群〔詔勅款〕		◎	◎	◎	案内（古墳分布）、誘導（歩）、名称、説明
	三津屋古墳〔詔勅〕	◎	◎	◎	◎	
	高塚古墳〔詔勅〕	◎	◎	◎	◎	名称、説明（老朽化）
	愛宕山古墳〔金古〕〔詔勅款〕	◎	◎	◎	◎	説明
	みずほ古墳	◎	◎	◎	◎	
	總社二子山古墳〔詔勅〕	◎	◎	◎	◎	名称、説明
	愛宕山古墳（總社）	◎	◎	◎	◎	
	遠見山古墳	◎	◎	◎	◎	
	宝塔山古墳〔詔勅〕	◎	◎	◎	◎	誘導
	蛇穴山古墳〔詔勅〕	◎	◎	◎	◎	名称、説明
神社・寺	玉山古墳〔詔勅款〕	◎	◎	◎	◎	
	下八幡神社		◎	◎		
	三ノ宮神社〔詔勅款〕		◎	◎		
	大泉寺の不動尊		◎	◎	◎	名称（老朽化）、説明
	元景寺〔詔勅款:詔勅款等〕		●	◎	◎	誘導
その他	光嚴寺〔加註款:詔勅款等〕	●	◎	◎	◎	誘導、名称、説明
	土俵の天王様		◎	◎		
	金古神保家〔燃:詔勅款〕		●	●	●	名称（老朽化）、説明
	行人塚と大ケヤキ		◎	◎		
	石闇黒山の墓		◎	◎		
公共施設等	馬場重久の墓〔詔勅〕		◎	◎	◎	名称、説明
	群馬総社駅	◎				案内（駅周辺）
	總社資料館	◎	◎	●		案内（總社地区）、誘導
	群馬町役場	◎				
歴史探訪ルート上の分岐点等		◎	◎			

注) ●は「全国歴史の道事業」の統一サイン、◎はオリジナルサインを示す。

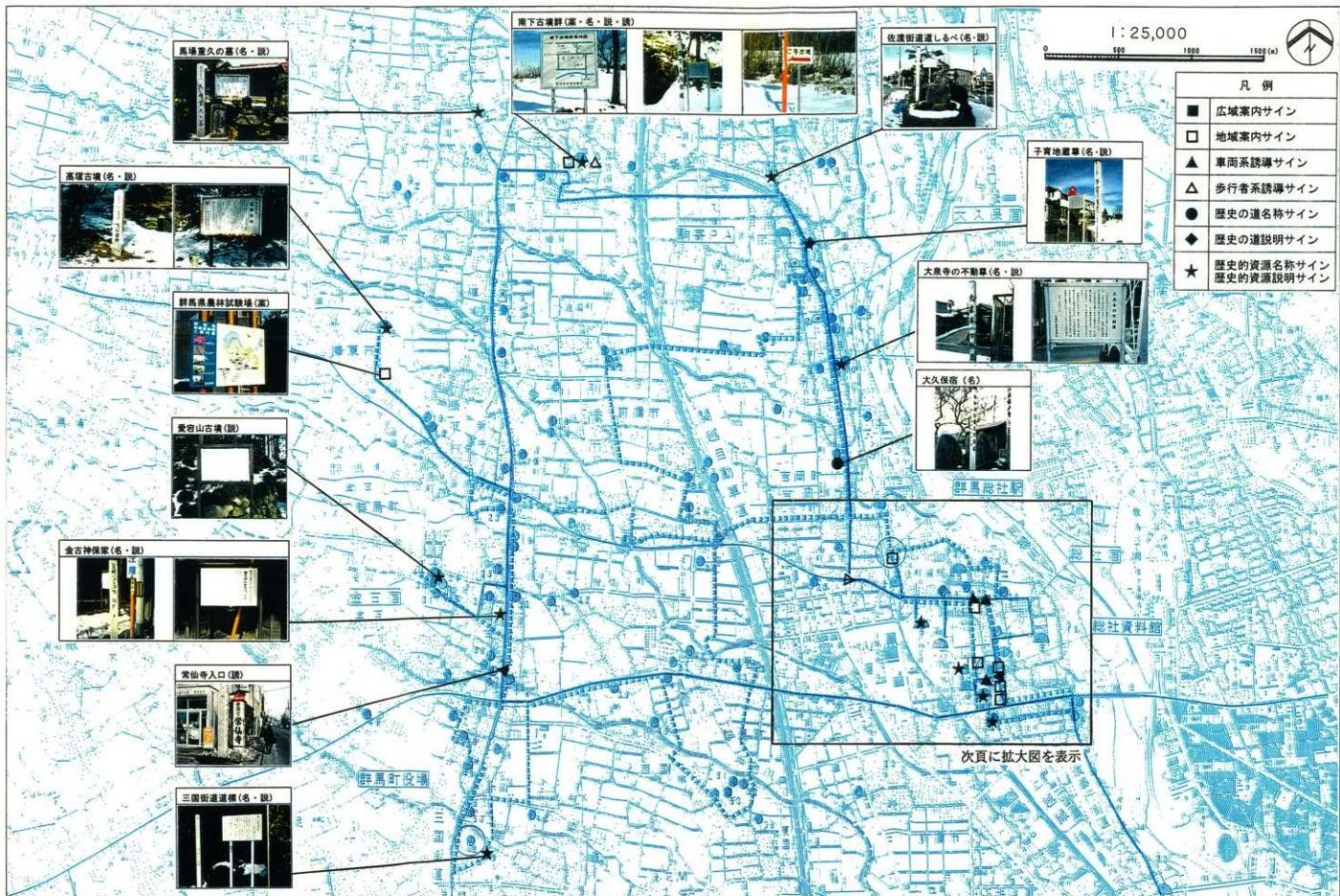


図-6.2.6 対象地域における既存サインの整備状況（1）

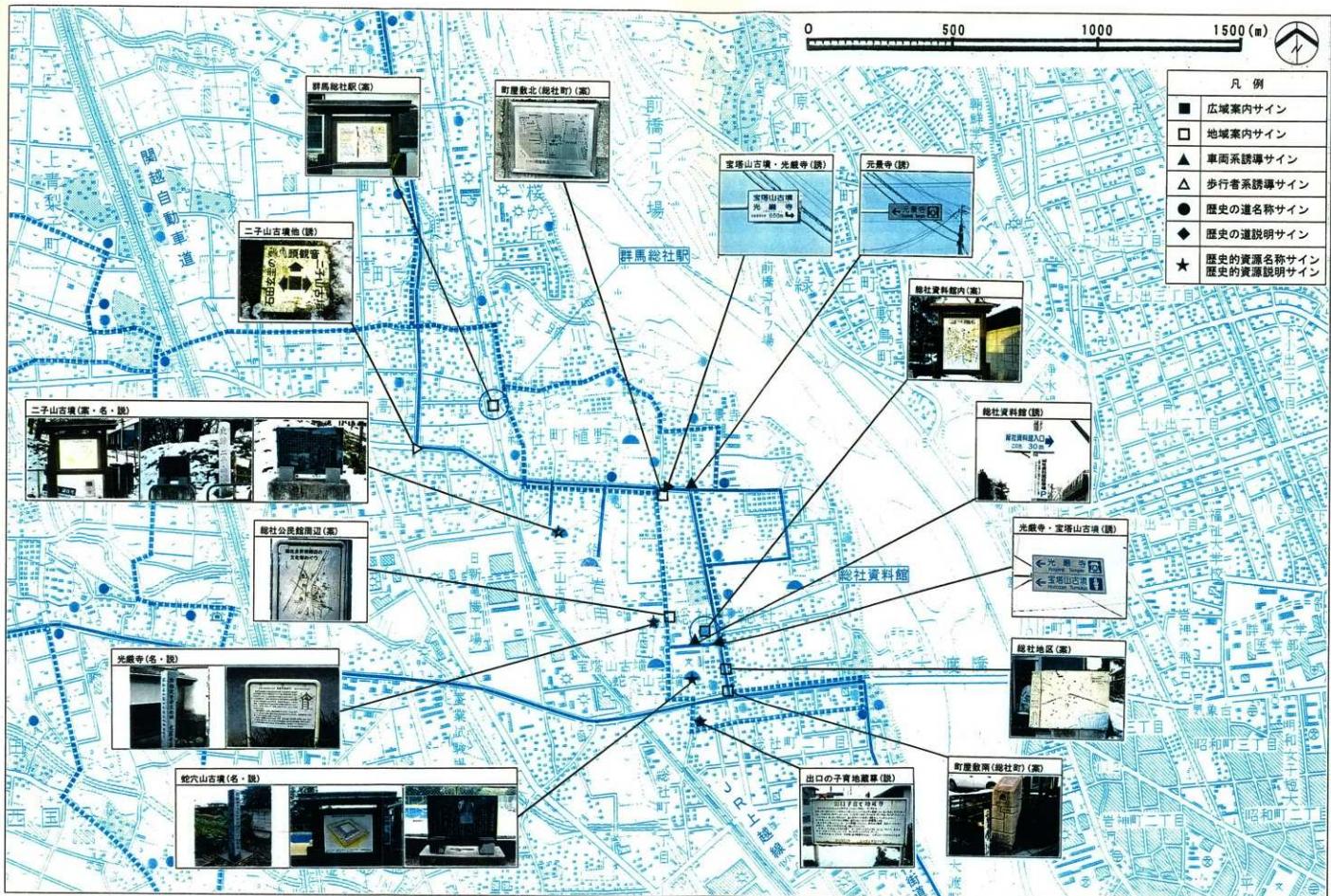
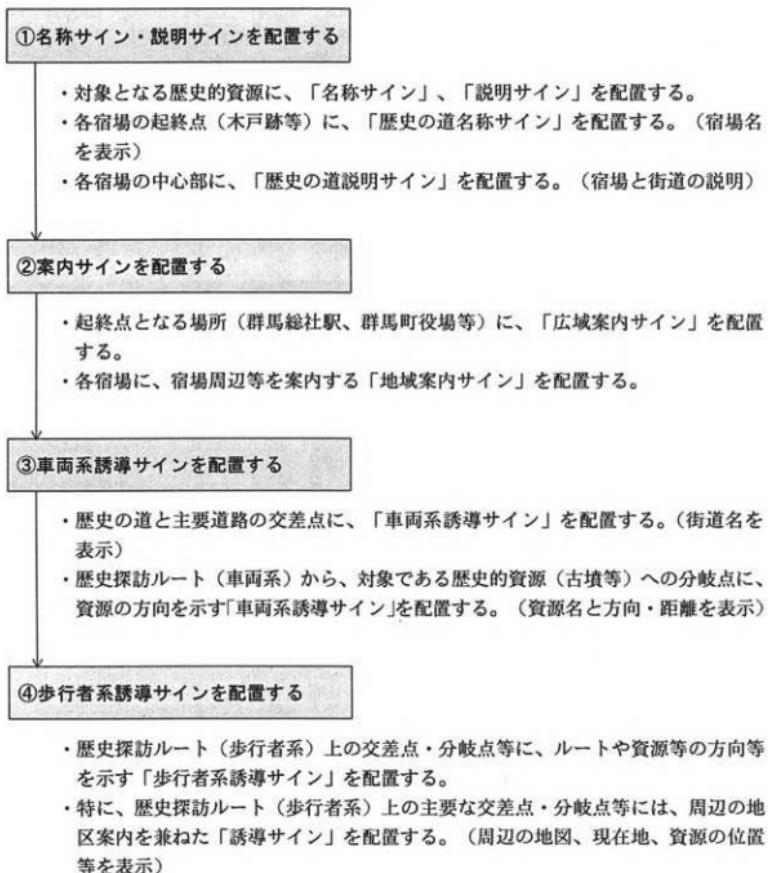


図-6.2.7 対象地域における既存サインの整備状況（2）

(3) サイン配置計画

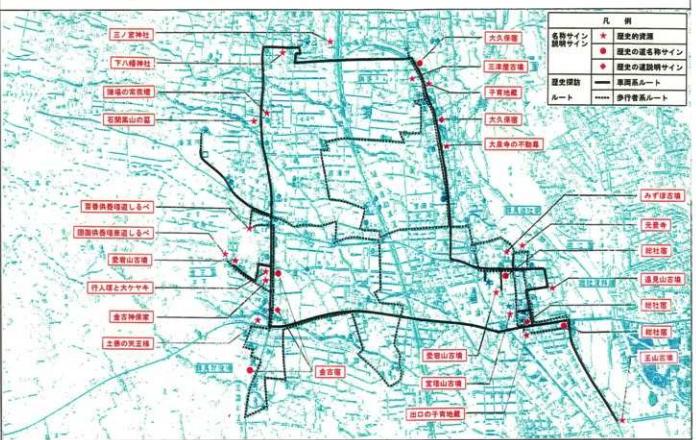
(2) で設定したサイン配置の方針をふまえ、以下に示す計画手順にしたがって、対象地域におけるサインの配置計画を作成した。

〔サイン配置計画の手順〕

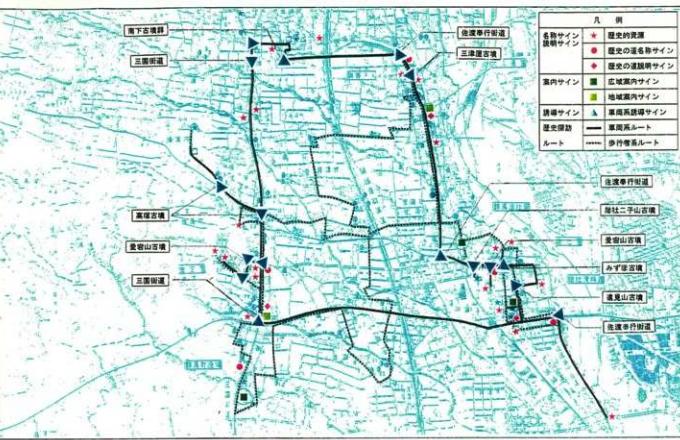


以上の手順にしたがって作成した配置計画図は、図-6.2.9に示すとおりである。

①名称サイン・説明サインを配置する



③車両系誘導サインを配置する



②案内サインを配置する



④歩行者系誘導サインを配置する

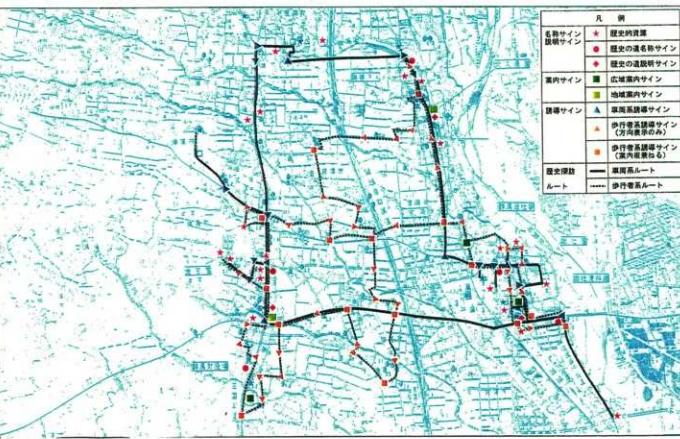


図-6.2.8 サイン配置計画の手順

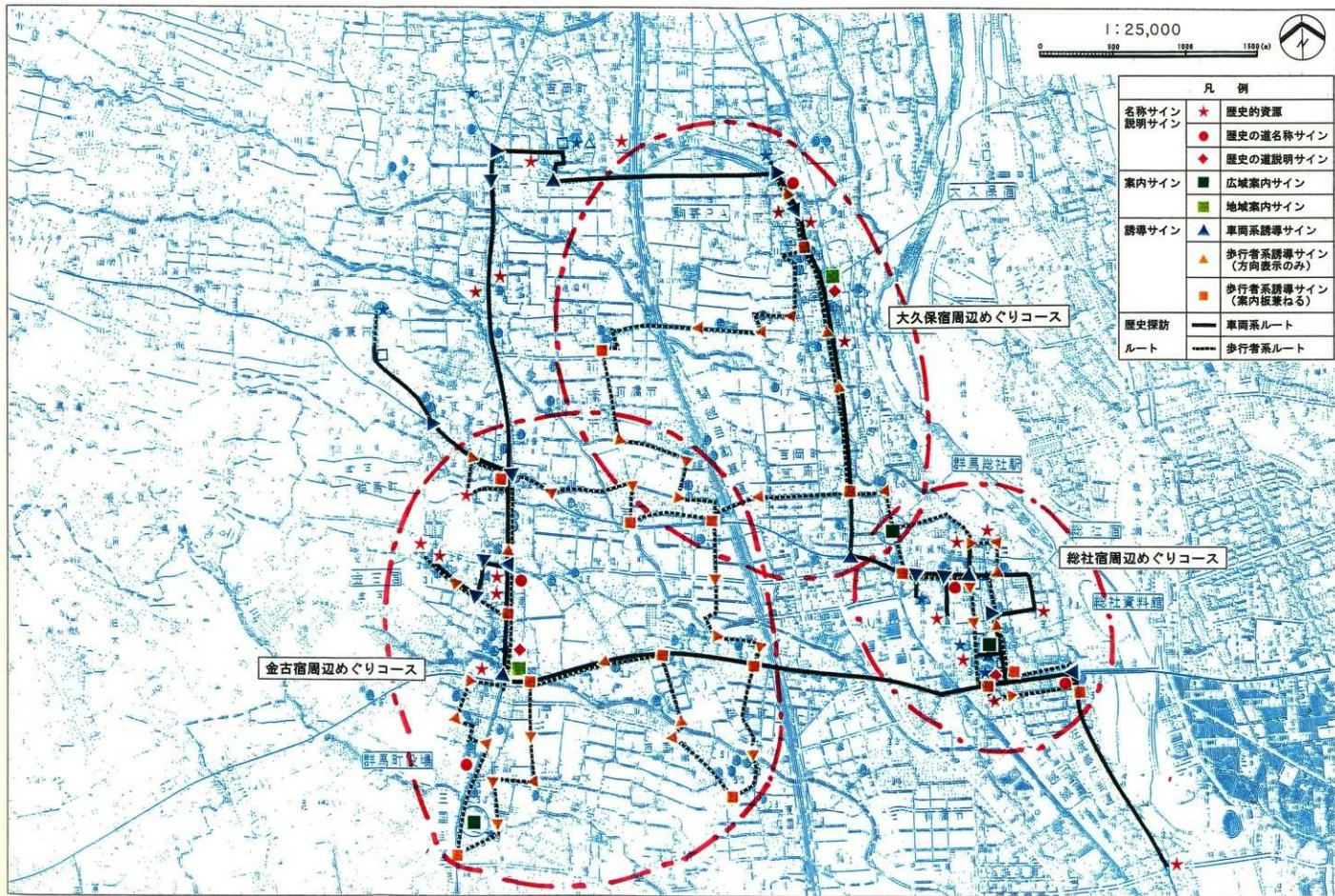


図-6.2.9 サイン配置計画図